

建築設計委託業務特記仕様書

【業務名称】

令和7年度 本山町中間管理住宅改修設計委託業務（四区1号）

【設計完成期限】

令和8年3月31日（予算繰越の上、工期を延長する予定）

【設計業務】

I 業務概要

1. 計画施設概要

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 施設名称 | 四区1号住宅 |
| (2) 敷地の名称 | 長岡郡本山町本山878-5 |
| (3) 敷地用途 | 宅地 |

2. 設計条件

(1) 敷地の条件

- | | |
|---------------|-------------------------|
| a. 敷地面積 | 132㎡ |
| b. 用途地域及び地域指定 | 都市計画区域内 建ぺい率70% 容積率200% |
| c. 防火指定 | 指定なし |
| d. 地域・地区等の指定 | 指定なし |
| e. 市街化区域の指定 | 指定なし |

(2) 施設の条件

- | | |
|-------------|---------------------|
| a. 施設の延べ床面積 | 70.84㎡ |
| b. 主要構造 | 木造平屋（基礎となる1階部分は鉄骨造） |
| c. 安全性の分類 | |

官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号）による、耐震安全の分類は下記のとおりとする。

- | | |
|-------------|----|
| 1) 構造体 | Ⅱ種 |
| 2) 建築非構造部分材 | B種 |
| 3) 建築設備 | 乙種 |

- | | |
|-------------|------|
| d. 建築物以外の計画 | 特になし |
|-------------|------|

(3) 建設の条件

- | | |
|----------|--------------------|
| a. 予定工事費 | 15,000,000円（税抜） |
| b. 建築工期 | 令和8年6月から令和8年10月末まで |

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、「・」印の付いたものについては、「◎」印の付いたものを適用する。

2. 監理技術者の資格要件

- ◎建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ◎建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士

3. 設計業務の範囲

（1）一般業務

①基本設計

- ・建築（意匠）基本設計
- ・建築（構造）基本設計（耐震・断熱設計含）
- ・電気設備基本設計
- ・機械設備基本設計

②実施設計

- ◎建築（意匠）実施設計
- ◎建築（構造）実施設計（耐震・断熱設計含）
- ◎電気設備実施設計
- ◎機械設備実施設計

（2）積算業務

- ◎建築積算業務
- ◎電気設備積算業務
- ◎機械設備積算業務

4. その他業務の内容

設計にあたっては「高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱」の基準を満たすものであること。その他追加する業務の内容については、特記による。標準業務と同様、受託者は調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

III その他

1. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- （1） 本山町の令和7年度競争入札参加資格登録名簿に登載されている者。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者。
- （3） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- （5） 次のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

③暴力団もしくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。

2. 現地確認日

令和8年2月16日（月）午後1時から

現地確認を希望する場合は、令和8年2月12日（木）午後5時までに本山町政策企画課へ事前に電話申込みをすること

電話 0887-76-3915

3. 質疑について

入札に関して疑義がある場合は質疑書に質疑内容を記入の上、本山町政策企画課へ郵送又は持参、電子メール、FAXにて提出すること。

(1) 質疑提出期間 令和8年2月19日（木）午後5時まで

(2) 質疑提出先 〒781-3692 本山町本山 636 番地 本山町政策企画課

E-Mail kikaku@town.motoyama.lg.jp

FAX 0887-76-3593

(3) 質疑回答日 質疑があった日から3営業日を目途に回答

4. 入札保証金

免除

5. 支払い条件

完成後の支払いとする。

6. 異議の申し立て

入札に参加した者は、入札後は施行令、本山町契約規則、仕様書、現場等についての不明を理由として申し立てることができない。